

戸田橋花火大会準備等（煙火・有料席設営含む）業務委託応募要項

1 趣旨

戸田橋花火大会は、戸田市を代表するイベントとなっている。花火大会の開催に当たっては、来場者の安全性及び収益性の向上が運営に求められる。

そのため、より質の高い企画を制作して円滑かつ効率的に業務を行うため、専門的知識及び技術を有する民間業者に当該業務を委託することとし、委託業者をプロポーザル方式にて選定する。

2 大会の概要（4月初旬の第1回戸田橋花火大会実行委員会会議で決定）

- (1) 主催者：戸田橋花火大会実行委員会
- (2) 開催日時：令和7年（第72回）～令和9年（第74回）8月第1週目の土曜日
午後7時～午後8時30分（予定）
※荒天中止
- (3) 実施場所：荒川戸田橋上流戸田市側河川敷
※荒川対岸の「いたばし花火大会」と同時開催
- (4) 打上内容：単発花火・スターメイン花火 約7,500発（第71回大会実績）
※両岸合わせて約15,000発
- (5) その他：令和8年（契約2年目）の第73回大会は「戸田市市制施行60周年」となることから、記念大会としての開催となる。

3 募集の概要

- (1) 業務委託名：戸田橋花火大会準備等（煙火・有料席設営含む）業務委託
- (2) 委託期間：令和7年度（2025年度・第72回）から令和9年度（2027年度・第74回）までの3年間。但し、業務において重大な事故等を起こした場合においては、この限りではない。契約書は年度毎に取り交わすこととする。なお、令和6年度中に戸田橋花火大会実行委員会の予算が成立した後、3年間の運営に係る覚書を取り交わす。また、大会が中止となった場合も1回実施とみなす。
- (3) 提案限度価格：（第72回大会）100,716,000円（消費税込み）
※この金額を上回った場合はその時点で失格とする。
※第73・74回大会は上記価格によらず予算限度額内とする。
- (4) 選定方法：書類審査を通過した最大4者を対象に、プレゼンテーションにより内容等の審査を行い、1者を選定。
- (5) 優先権：選定された者が辞退及び何らかの事由で業務を履行できなくなった場合は、評価上位者から順次優先とする。
- (6) 結果の通知：審査終了後、参加業者あてに審査結果の通知を行う。なお、評価内容についての質問には回答を行わない。
- (7) 契約の締結：本大会実施については、予算の主な財源が戸田市の補助金であることから、市の予算が成立することを条件に実施するものである。このことから、本プロポーザル方式

については、令和7年度予算の成立を前提に行う準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和7年4月1日以降に契約を行うこととなる。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行わず、本プロポーザル方式等に要したすべての費用については当実行委員会に請求することができず、参加者の負担となる。

また、予算が成立した場合でも、予算額に変更が生じた場合、提案された金額が契約金額になるとは限らない。

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 当業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 当該業務の選定を行う委員の属する法人等でないこと。
- (5) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ①暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - ②暴力団員等を雇用している。
 - ③暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (6) 当業務を行うにあたり、特定の業務を第三者に委託する場合に受託する法人及びその役員等が上記(5)①～③に該当しないこと。
- (7) 提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 5年以内に、国または地方公共団体の主催するイベントの企画・運営に関わる業務についての契約及び実施した実績があること。
- (9) 5年以内に、収容人数5,000人以上の興行において、企画・運営に関わる業務についての契約及び実施した実績があること。
- (10) 埼玉県内または近郊に本社または事業所を置く団体であること。なお、個人での応募は認めない。
- (11) グループで参加する場合は、代表団体を定め、関係する団体を明示し構成団体として定めること。なお、契約は代表団体と行う。
- (12) グループを構成する場合、代表団体は(1)～(11)の要件をすべて満たし、各構成団体は(1)～(7)の要件を満たすこと。なお、構成団体は応募資格要件の有無にかかわらず、本業務委託プロポーザルへの参加はできないものとする。

5 選定までのスケジュール

- (1) 仕様説明会：日時 令和6年12月17日（火）午前10時～
場所 戸田市役所5階 大会議室

※説明会参加の際は、申込書を令和6年12月12日（木）午後5時までに提出すること

- (2) 質問受付期間：令和6年12月18日（水）～12月25日（水）午後5時まで
※メールのみの受付とします。

(3) 資料提出締切：令和7年1月15日（水）午後5時までに経済戦略室へ持参または郵送（郵送の場合、必着）

※提出いただいた資料を基に書類選考します。

※提出された資料は返却しません。

【提出資料】

- ・会社概要（会社案内）：1部（別紙様式）
- ・履歴事項全部証明書（謄本）：1部
- ・直近2年の決算書（写し）：1部
- ・国税及び地方税に未納がないことを証する書類：各1部
- ・イベント実績：1部（別紙様式）
- ・提案書（任意様式。A4用紙で作成したものを7部。プレゼンに進んだ場合追加で8部提出すること。）
- ・実施体制：1部（任意様式）
- ・見積書：1部

※提出後の提案書等の訂正・追加及び再提出は原則として認めない。ただし、当事務局（経済戦略室）が、追加資料を求めた場合はこの限りではない。

(4) 書類選考：応募者から提出された書類審査にて審査会参加業者を最大4者選定する。ただし、条件を満たさない者等があった場合は、この限りでない。

書類選考結果は、当落に関わらず令和7年1月27日（月）までに各事業者に通知する。

(5) 審査会：日時 令和7年2月3日（月）午前中
場所 戸田市役所7階 第5委員会室

※1者につき35分間（説明20分、質疑15分）を予定

(6) 内定通知：令和7年2月6日（木）以降に通知する。

※令和6年度中は内定とし、令和7年4月に予定している第72回戸田橋花火大会第1回実行委員会以後に契約締結する。

6 委託内容

- ・煙火打ち上げ及びステージ演出に係る業務
- ・有料席及び協賛席設営業務
- ・有料席及び協賛席運営に係る大会当日業務
- ・有料席チケット作成業務
- ・有料席販売管理業務
- ・協賛金に関する業務
- ・花火大会PR業務
- ・戸田橋花火大会写真コンクールに関する事務

・「市制施行60周年」第73回大会イベント企画・運営（令和8年実施）

※第72回大会の仕様は調整中につき、第71回大会に係る業務委託仕様書を参照ください。

第72回大会の仕様は上記仕様書説明会時に提示します。

7 選定に当たっての審査基準

(1) 企画力

戸田橋花火大会の更なる発展のために、以下について提案ができること。

【重点課題】

①煙火打上を中心とする会場全体の総合的なエンターテイメント演出

来場者が花火だけでなく会場全体を楽しめる花火大会演出を行うこと。

なお、契約2年目となる第73回大会（令和8年）は「戸田市市制施行60周年」となることから、記念花火大会としての演出を行うこと。

②会場設営の工夫

打上現場東西の有料席エリアを最大限に活用し、第71回大会以上の有料席数を設定すること。

また、協賛や関係者席においても、第71回大会以上の席数を確保すること。

安全な大会となることを前提に、入退場時に観覧者の滞留が発生し有料席エリアでの案内に支障が生じないような会場レイアウトや導線、受付体制を提案すること。

さらに、設営物設置に係る経費（資材費、人件費、輸送費等）については、可能な限りの経費削減を図ること。

③有料席チケット収入の割合設定

有料席チケット収入総額に対し、提案価格とは別に、最大で30%の額を委託事業者のインセンティブ収入とすることができる。ただし、大会運営費においては戸田市から補助金を投入しており、運営費の大半を市税で賄っていることから、当実行委員会の収入確保が重大な課題となっている。

そこで、有料席チケット収入総額及び委託事業の収益として、0～30%の範囲で収入割合を提案すること。

（例：有料席チケット収入総額を「1億円」と設定した場合、委託事業者「30%」3千万円、当実行委員会「70%」7千万円）

【現状課題】

④大会機運醸成企画

大会を盛り上げる演出などの企画を提案するとともに、観覧者が大会の開催に向け期待が持てる演出を提案すること。当日の進行（アナウンス等含む）及び演出、当日までの花火大会周知の企画並びに新規の企画等も提案すること。

なお、契約2年目となる第73回大会（令和8年）は「戸田市市制施行60周年」となることから、記念花火大会としての開催となり、市制施行60周年を盛り上げるための令和8年実施企画等も提案すること。

⑤協賛金を増やす方策

市内企業からの個々の協賛口数を増やす方法や、大口協賛者の獲得について提案すること。

特に、大口協賛者の獲得についてこれまでの実績を例示するとともに、戸田橋花火大会においても実現性に期待ができる提案をすること。

⑥公式ホームページ等の内容充実

公式ホームページ内での既存情報をわかりやすく網羅することはもちろん、問い合わせの多い基本情報（開催日や当日の開催有無等）に係る電話問い合わせを減らすデザインや、大会当日までに花火大会への関心が高まり、各種SNSを通じてより多くの人が興味を持てるような発信について提案すること。

また、チケット販売時など、公式ホームページ更新に即時で対応できるような体制を取ること。

⑦会場案内の方策

来場者にわかりやすく、土手や道路に設置しやすい案内方法について提案すること。

【発展的課題】

⑧戸田橋花火大会らしさの魅力及び有料席快適性の向上

既存の有料席の付加価値をより高めるとともに、戸田橋花火大会らしさのある席種及びチケット販売金額について提案すること。

有料席の設定に当たっては、市民負担を考慮し、購入しやすい席種を設けること。

なお、有料席快適性の向上に伴う、プレミアム席などの観覧者へのおもてなしを高めた席の提案及び高額単価設定を妨げるものではない。

⑨ふるさと納税制度を活用した市及び大会のPR

本市や本大会をPRする取り組みの一環として、ふるさと納税制度を活用した返礼品について提案すること。

(2) 実施体制

密で効率的な大会準備、安全かつ円滑な大会運営及び有料席運営等ができる機動的かつ十分な体制がとれていること。

(3) 価格設定

仕様書に基づく業務内容の実施が十分確保されており、見積の単価及び総額が十分精査されていること。

(4) 実績

戸田橋花火大会に類似する内容の業務実績があるとともに、事業者の事業規模が当該業務の遂行に問題がなく、経営が健全であること。

(5) 安全性への配慮

観覧席などの会場の地形や露店等の出店を踏まえた会場へのアクセス、災害等が発生した場合の対応など、イベントの内容を考慮し、安全対策視点での提案をすること。

※受託者については、マニュアル作成の協力を求めます。

(6) 実現性

総合的見地から実現性のある提案とすること。

8 応募に際しての留意事項

(1) 虚偽を記載した場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(2) 応募書類の取扱い

応募書類はいかなる理由に関わらず返却しない。

(3) 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は全て応募者の負担とする。

(4) 提供資料の目的外使用の禁止

当方から提供する資料は、申請に関わる検討以外に使用することを禁止する。違反した場合は、審査対象の排除及び契約の解除の事由となる。

(5) 著作権の帰属

提案書等の著作権は、それぞれ企画提案者に帰属するが、必要な範囲において複製等を行うことがある。

(6) 選定審査対象からの除外（失格事項）

- ①選定審査に関する照会又は要求等を強行に申し入れた場合
- ②この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- ④審査会に欠席した場合
- ⑤その他不正行為や事務局が不相当と認めた場合

9 問合せ先

戸田橋花火大会実行委員会（戸田市役所経済戦略室内） 担当：須藤、小澤、植野

所在地 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

電話 048-441-1800（内線347）

FAX 048-432-9910

メール todahanabi@city.toda.saitama.jp